

R2年度処遇改善計画書作成上の留意点

項番	質問	回答
Q1	別紙様式2-1の5「見える化要件」の介護サービス情報公表システムについて、R2.4.15時点では、まだシステムに掲載できないので、「掲載予定」にチェックをして構わないか。	構いません。
Q2	別紙様式2-3において、サービス名に「訪問型サービス(独自)」「通所型サービス(独自)」を選択し、特定加算Iを選択した場合、介護福祉士配置等要件のプルダウンに選択肢が表示されない。	お手数ですが、まず、データの入力規則をクリアしていただき、その後、「サービス提供体制強化加算Iイ」等適切な加算内容を手入力してください。
Q3	計画書に法人代表印を押す箇所がないが、押印は不要ということか。	押印は不要です。
Q4	別紙様式2-1の2(3)、3、4、5それぞれの右上に、「※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック」という注意書きがあるが、「変更なし」にチェックを入れれば、記載は不要ということか。	前年度から変更がない場合であっても、記載は必要です。前年度と同様の内容を記載していただき、「変更なし」にもチェックを入れてください。
Q5	別紙様式2-1の2(1)④と(2)⑥に関して、前年度の介護職員の賃金の総額とは、どの期間の賃金総額を記載するのか。	原則として、処遇改善を取得する前年の1月から12月までの12か月間の賃金の総額を記載してください。当該期間の賃金総額から、当該期間の処遇改善加算の総額等を除いた額を基準とします。ただし、前年の1月～12月の賃金総額によりがたい理由がある場合は、実態に即した賃金総額を推定してください。
Q6	Q5に関して、前年の1月～12月によりがたい理由とは、具体的にどのようなものか。	<p>(例1) 前年と今年で職員数が異なるため、前年の賃金実績によることが適当でない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年は介護職員4名、今年介護職員3名 →前年の賃金総額から、今年在籍しない職員1名分の賃金を除いて考えてください。 ・前年は介護職員3名、今年介護職員4名 →前年在籍しない職員1名分については、同等程度の職員の賃金額から見込みで算出し、4名分に合わせて計算してください。 <p>(例2) 年度途中から届け出るため、12か月分の賃金総額を基準とすることが適当でない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算算定対象月が令和2年10月～令和3年3月(6か月分) →前年の賃金総額を按分し、6か月に合わせて計算してください。
Q7	Q5に関して、今年度の賃金改善実施期間は令和2年4月～令和3年3月であるのに、改善額の基準を前年の1月～12月の賃金総額とするのは、おかしくないか。	仮に、基準額を算定年度に合わせて、平成31年4月～令和2年3月の賃金総額とした場合、令和2年4月算定の届出は通常令和2年2月末が提出期限となるところ、その時点では金額が確定していないことになり、計画を提出できなくなってしまいます。このような事態を防ぐために、あくまで改善額を算出するための便宜的な基準として前年1月～12月の賃金総額によるとされています。